

 \circ

山形県公朝

平成23年7月1日(金) 第2256号

毎週火・金曜日発行

		<u></u>				
	規	則				
○山形県森林法の施行に関する規則の一	·部を改正する舞	見則		(森	. 林 課)	665
	告	示				
○障害者自立支援法による指定障害福祉	-サービス事業	その指定 (/最上総合さ	产州域保	健福祉理)	667
	·/ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(虫土心百)			
○土地改良区の役員の退任の届出						
○土地改良区の役員の就任の届出				同		669
○道路の区域の変更			… (庄内絲	含支庁建	設総務課)	… 同
○同			`	同)	… 同
○県道の供用の開始		•••••	···· (同)	670
○山形県教育委員会文書管理規程の一部	訓	委員会関係 令 <th></th> <th></th> <th></th> <th>····· 同</th>				····· 同
	規	則				
山形県森林法の施行に関する規則の一部 平成23年7月1日	『を改正する規則	則をここに公布す	- る。			
		山形県知事	吉吉	村	美 栄	子
山形県規則第37号						
山形県森林法の施行に関する規則の 山形県森林法の施行に関する規則(昭和第7条の見出しを「(身分証明書)」に改 式第2号」を「証明書は、職員に係るもの 者に係るものにあつては別記様式第3号」	150年7月県規則 め、同条中「第 にあつては別詞	則第39号)の一部 月188条第3項」を	- 「第188条	第4項」	に、「証票に	
別記様式第2号を次のように改める。						

様式第2号

(表)

写真

 第
 号

 交 付 年 月 日

 有効期限 年 月 日

身分証明書 (職員用)

氏名

職名

上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入って測量等ができる者であることを証する。

山形県知事

印

(裏)

森林法抜粋

(立入調査等)

第188条 (略)

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常 生ずべき損失を補償しなければならない。

備考 用紙の寸法は、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。 別記様式第2号の次に次の1様式を加える。 様式第3号

(表)

第

交 付 年 有効期限

年 月

月

写真

身分証明書(委任した者用)

住所

氏名

所属 (所属がある場合)

上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入つて測量又は実地調査ができる者で あることを証する。

山形県知事

印

号

日

日

(裏)

森林法抜粋

(立入調査等)

第188条 (略)

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又 はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 (略)
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこ れを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな い。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常 生ずべき損失を補償しなければならない。

備考 用紙の寸法は、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

示

山形県告示第585号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとお り指定した。

平成23年7月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
	就労継続支援(A型)事業所		
有限会社ユニオン新庄 新庄市金沢1835番地の83	ピース宮内 新庄市宮内町 5 -17 レストフォー	就労継続支援(A型)	平成23. 6.22
	トⅡ1階		

山形県告示第586号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
アースサポート株式会社 東京都渋谷区本町一丁目8番7 号	アースサポート酒田 酒田市末広町5番2号	居 宅 介 護 重度訪問介護	平成23. 6.20

山形県告示第587号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届 出があった。

平成23年7月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

理事及び監事の別		氏	名			住	所
理事	1=1	沢	直	己	山形市	蔵王成沢71	
同	伊	藤	公	_	同	160	
同	相	馬	清	孝	同	115	
同	畄	崎	鉄	雄	同	33	
同	須	田		茂	同	52	
同	三	沢	孝	_	同	624 — 2	
同	荒	井	吉	助	同	蔵王山田94	
同	横	山		昭	同	83	
監事	畄	崎	清		同	蔵王成沢45	
同	Щ	П	峰	雄	同	89-1	

山形県告示第588号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏	名			住	所
理事	三	沢	直	己	山形	市蔵王成沢71	
同	伊	藤	公	_	同	160	
同	相	馬	清	孝	同	115	
同	岡	崎	鉄	雄	同	33	
同	須	田		茂	同	52	
同	三	沢	孝	_	同	624 — 2	
同	荒	井	光	之	同	蔵王山田88	
同	荒	井	吉	雄	同	57	
監事	岡	崎	清	_	同	蔵王成沢45	
同	Щ	П	峰	雄	同	89-1	

山形県告示第589号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。 平成23年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市高坂字古町15番2から 同 字欠ノ上90番7まで		旧	14.5 メートル く 9.8	メートル 463
同	上	新	15. 4 メートル ? 12. 0	同上

山形県告示第590号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。 平成23年7月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 家根合新堀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡庄内町杉浦字杉野45番4から 同 久田字久田80番1まで		旧	25. 4 メートル く 8. 6	メートル 296
同	上	新	25.0 メートル (8.6	同 上

山形県告示第591号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。 平成23年7月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 家根合新堀線

2 供用開始の区間 東田川郡庄内町杉浦字杉野45番4から

同 久田字久田80番1まで

3 供用開始の期日 平成23年7月1日

教育委員会関係

訓

山形県教育委員会訓令第5号

方 中 教育機関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

山形県教育委員会

委員長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 目次中「第49条の3」を「第49条の4」に改める。

第14条第1項中「余白(」を「余白(ファクシミリ装置を用いて送信された文書及び」に改める。

第17条第1項中「許可、認可等に関する文書、不服申立書その他重要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 許可、認可等に関する文書
- (2) 不服申立書
- (3) 次に掲げる文書 (課長が軽易と認めるものを除く。)
 - イ 中央官庁関係の通知で市町村又は県民等に対する周知が必要なもの
 - ロ 市町村又は県民等からの申請又は協議に係る文書
 - ハ 補助金等の交付、債権の免除若しくは猶予、貸付金の貸付又は各種証明書の交付に係る文書
- (4) 前3号に掲げる文書のほか、課長が重要と認める文書
- 第2章第4節中第49条の3の次に次の1条を加える。

(送受信の記録の保存)

第49条の4 文書取扱主任者は、ファクシミリ装置を用いて文書を送受信したときは、当該ファクシミリ装置により出力された送受信の記録を6箇月間保存しなければならない。

第52条中「組織」と、」を「組織」と、第17条第1項及び第2項中「課長」とあるのは、「それぞれの長が」と、」

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

			正	誤	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	設	正
平成23. 3.29	第2231号	307	6	「前項」を「第2項」に	「前項」を「第2項」に、「甲」 を「発注者」に
同	同	308	下から5	「かし」を「瑕疵」に、「第2 項の」を「第2項に」に改め	「かし」を「瑕疵」に改め
同	同	同	下から2	第47条中	第47条第1項中
同	司	309	下から15	「契約」を「この契約」に改め	「契約」を「この契約」に、「甲」 を「発注者」に改め
同	同	311	4	「乙」を「発注者」に、「甲」 を「受注者」に	「乙」を「受注者」に、「甲」 を「発注者」に
同	同	司	22	「発注者 氏名」	「受注者 氏名」
同	同	同	下から12	第14条中	第14条第1項中